

国分寺市告示第 34/ 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2（公示送達）第1項及び国分寺市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第5号）第11条（公示送達）の規定により、別紙のとおり公示する。

なお、この書類については市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月15日

国分寺市長 丸 山 哲 平



別紙

氏名	送達すべき書類
笠原 喜子	地方税に関する書類
TIN KO KO LATT	地方税に関する書類
KENJIBOI ABDULFAIYOZ	地方税に関する書類
LIU JIANPING	地方税に関する書類